

事 務 連 絡
平成27年 5月 1日

居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、（介護予防）通所介護事業者と（介護予防）認知症対応型通所介護事業者（以下、「指定通所介護事業所等」という。）に対して、宿泊サービスの最低限の質を担保する観点から、平成27年5月1日付で通知を発出したところです。本指針では、指定通所介護事業所等に対して、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者との連携について規定していますので、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者におかれましては、本指針をご理解いただき、利用者様の宿泊サービスが提供されるようご配慮をお願いいたします。

記

【指定通所介護事業所等との連携が規定されている該当箇所】

- 第1 総則
 - 3 宿泊サービスの提供（2）
 - 4 宿泊サービス事業者の責務（3）
- 第4 運営に関する指針
 - 4 宿泊サービス計画の作成（1）（2）
 - 7 健康への配慮
 - 16 秘密保持等（3）
 - 19 事故発生時の対応（1）

【問合せ先・届出先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
高齢者サービス支援課 居宅サービス係
担当：松田・平野
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番
Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328
E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp